

国の指示権を拡大する地方自治法の施行に当たり附帯決議を十分に
踏まえた制度運用とすることを求める意見書

令和6年6月19日に「地方自治法の一部を改正する法律」が成立しました。

改正された法律は、「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合」に、閣議決定で、住民の生命・財産を守るために「必要がある」とすれば、自治体に指示を出し義務を課せるようにするものです。

この法律は、自治体に指示できる対象として大規模災害や感染症のまん延を例示していますが、「その他」や「これらに類する」など指示できる対象となる事態の範囲は極めて曖昧であり、さらに、それらの事態が発生した場合だけでなく、「発生するおそれがある場合」の判断は政府に委ねられ、国会にも諮らず恣意的運用が可能になる規定となっています。

万一の備えという観点からはその必要性を否定するものではありませんが、曖昧な要件の下では将来的に解釈が拡大され、指示行使権の裁量が際限なく広がり、恣意的な地方自治体への介入につながるおそれがあります。民主主義の根幹をなす地方自治や対等を原則とする国と地方の関係性を変容する可能性をはらむものです。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 本法律の施行に当たっては、国の指示が、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないよう、衆・参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和6年6月28日

伊 那 市 議 会